

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第18回）議事概要

日 時 令和 3 年 4 月 23 日（金） 13:15～13:25

場 所 農林水産省第 1 特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長補佐（総括）、政策統括官総務・経営安定対策参事官、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課長

概 要

- 1 冒頭、官房長から、各委員に対し、不適正な事案が一切起こらないよう当省の全ての管理監督者や発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨の発言があった。
- 2 令和 2 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）から報告（資料 1）。特に、令和 2 年 11 月に行われた eラーニング研修において、正答率の低かった設問について報告があった。
- 3 令和 3 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）から報告（資料 2）。
- 4 官房長から、委員会終了時の挨拶において、各委員は、それぞれの部署で、当省の発注者綱紀保持対策がしっかり機能し、担当職員に法令遵守の重要性が周知徹底されるよう、責任を持って取り組んでももらいたいと発言があった。

令和 2 年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修 (WEB) (参加者数 : 35 名)

地方支分部局等で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して、令和 2 年 8 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 発注者綱紀保持対策に関する講義 (講師 : 大臣官房予算課)
- ② 独占禁止法及び官製談合防止法に関する講義
(講師 : 大臣官房予算課)
- ③ DVD 聴講 (各所で視聴)

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修 (参加者数 : 94 名)

農林水産本省の管理監督者及び発注担当職員を対象として、令和 2 年 7 月、8 月、9 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 7 月実施 (35 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策、独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ コンプライアンスについて
(講師 : 茂木正光行政書士司法書士事務所)
 - ・ DVD 聴講
- ② 8 月実施 (32 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講
- ③ 9 月実施 (27 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講

(3) e ラーニング（修了者数：4,441 名）

農林水産省の全職員を対象として、令和 2 年 11 月 16 日から令和 2 年 12 月 25 日にかけて、①発注者綱紀保持対策、②独占禁止法及び官製談合防止法について、e ラーニングを実施。

(4) 退職前研修（参加者数：62 名）

農林水産本省の退職予定職員に対して、秘書課と連携し、令和 3 年 3 月、①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことについて、研修を実施。

(5) 会計課長会議における資料配布（参加者数：35 名）

毎年度実施される会議等に合わせ、発注者綱紀保持対策を周知徹底。

- ・ 地方農政局等・施設等機関会計課長会議（TV 会議）
（令和 2 年 11 月 26 日、35 名）

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

本省において実施した研修と同様に、地方支分部局等において実施。
合計 32 機関において、延べ 34,558 名が参加。

(単位：名)

機関名	計	座学研修	e ラーニング	退職前研修
(32 機関計)	34,558	17,051	16,800	707
東北農政局	2,479	812	1,598	69
関東農政局	2,673	561	1,953	159
北陸農政局	1,168	150	979	39
東海農政局	1,065	161	847	57
近畿農政局	1,363	241	1,083	39
中国四国農政局	1,843	402	1,388	53
九州農政局	1,972	262	1,647	63
北海道農政事務所	564	30	510	24
北海道森林管理局	2,704	1,695	988	21
東北森林管理局	3,039	2,116	889	34
関東森林管理局	3,383	2,571	791	21
中部森林管理局	2,691	2,111	566	14
近畿中国森林管理局	1,869	1,313	535	21
四国森林管理局	2,631	2,256	366	9
九州森林管理局	2,757	1,995	743	19
北海道漁業調整事務所	29	3	25	1
仙台漁業調整事務所	23	6	15	2
新潟漁業調整事務所	19	—	19	—
境港漁業調整事務所	35	15	20	—
瀬戸内海漁業調整事務所	19	1	18	—
九州漁業調整事務所	70	1	64	5
横浜植物防疫所	502	—	482	20
名古屋植物防疫所	256	121	127	8
神戸植物防疫所	222	—	216	6
門司植物防疫所	151	30	118	3
那覇植物防疫事務所	63	11	51	1
動物検疫所	507	20	475	12
動物医薬品検査所	101	9	91	1
農林水産政策研究所	94	—	90	4
農林水産研修所	52	17	34	1
森林技術総合研修所	129	92	37	—
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センタ ー	85	49	35	1

令和３年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

本年度は、研修として、①「地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」、③「全職員を対象とする研修」、④「退職予定職員を対象とする退職前の研修」をそれぞれ実施する。

１ 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

① 地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い習得を目的とする。

イ 開催時期

令和３年５月以降

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及びDVD聴講

② 管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を習得させることを目的とする。

イ 開催時期

令和３年７月、８月、９月（３回実施予定）

１回３時間程度

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及びDVD聴講

③ 全職員を対象とする研修(eラーニング)

ア 目的

発注事務に係る綱紀の保持を図るため、発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等の基礎知識を習得及び再認識させるこ

とを目的とする。

イ 開催時期

令和3年11月頃

実施期間1ヵ月

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関するeラーニング

④ 退職予定職員を対象とする退職前の研修

ア 目的

国家公務員法に基づく現役職員に対する働きかけ規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底することを目的とする。

イ 開催時期

原則として毎年3月に実施

ただし、退職予定職員のうち、退職時期が研修時期と異なることその他やむを得ない理由で退職前研修に参加できない者に対しては、退職前に研修の内容を個別に説明

ウ 研修項目

①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことに関する講義等

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

本省において実施する研修と同様に、地方支分部局等において実施する。